

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

ページ

○行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

(県政情報・文書課)

一

## 告 示

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

(農村振興課)

一

○県営土地改良事業の換地処分

(農村整備課)

一

○道路の供用開始

(道路課)

二

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了

(建築宅地課)

二

## 選挙管理委員会

○証票の無効

二

## 監査委員

○定期監査の結果の公表

二

## 規 則

行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八号

行政不服審査法施行細則の一部を改正する規則

行政不服審査法施行細則(平成二十八年宮城県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号から様式第三号までの規定中「五」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の行政不服審査法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の行政不服審査法施行細則の規定によるものとみなす。

## 告 示

○宮城県告示第百十三号

県営大曲地区土地改良事業(区画整理事業)変更計画を定めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。

令和三年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

令和三年二月二十六日から令和三年三月二十六日まで

三 縦覧場所

東松島市役所

○宮城県告示第百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

令和三年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 処分を行った地区の名称

名鱈地区

二 処分の年月日

令和三年二月十六日

○宮城県告示第百十五号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	仙台塩釜線	塩竈市舟入二丁目無番地先から同市舟入一丁目無番地先まで	令和三年 三月五日 正午

### 公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年二月二十六日

- 一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称  
宮城県知事 村 井 嘉 浩  
牡鹿郡女川町女川浜字大原六百二番二、六百二番三の一部
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）  
女川町

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第一百条の五の規定により交付した左記の証票は、令和三年二月十六日以降無効とする。

令和三年二月二十六日

記

宮城県選挙管理委員会  
委員長 皆 川 章 太 郎

証票番号 ㊦ 第一号の〇〇八

証票番号 ㊦ 第一号の〇〇八

### 監査委員

○宮城県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項並びに宮城県監査委員監査基準第2条第1項第1号の規定により令和2年9月から12月までに実施した一般会計及び特別会計に係る定期監査等の結果は次のとおりです。

令和3年2月26日

宮城県監査委員	本 木 忠 一	監査実施日
宮城県監査委員	大 田 稔 郎	
宮城県監査委員	宮 城 県 監 査 委 員	
宮城県監査委員	石 森 建 二	
宮城県監査委員	成 田 由 加 里	

1 監査実施機関及び監査実施日  
監査実施機関

○総務部  
地方機関

大河原県税事務所（選挙管理委員会大河原地方支局を含む。）

塩釜県税事務所（選挙管理委員会塩釜地方支局を含む。）

北部県税事務所（選挙管理委員会北部地方支局を含む。）

北部県税事務所栗原地域事務所

気仙沼県税事務所（選挙管理委員会気仙沼地方支局を含む。）

○環境生活部

地方機関

環境放射線監視センター

○保健福祉部

地方機関

仙南保健福祉事務所

11月27日

12月24日

<p>○農政部</p> <p>地方機関</p> <p>農業・園芸総合研究所</p> <p>古川農業試験場</p> <p>畜産試験場</p> <p>○水産林政部</p> <p>地方機関</p> <p>水産技術総合センター</p> <p>林業技術総合センター</p> <p>○土木部</p> <p>地方機関</p> <p>北部土木事務所栗原地域事務所</p> <p>東部土木事務所登米地域事務所</p> <p>気仙沼土木事務所</p> <p>石巻港湾事務所</p> <p>栗原地方ダム総合事務所</p> <p>○教育庁</p>	<p>12月25日</p> <p>11月19日</p> <p>11月12日</p> <p>9月11日</p> <p>9月30日</p> <p>11月30日</p> <p>10月6日</p> <p>11月19日</p> <p>12月22日</p> <p>9月16日</p> <p>12月25日</p> <p>12月18日</p> <p>9月11日</p> <p>10月23日</p> <p>11月11日</p> <p>10月28日</p> <p>9月15日</p> <p>11月19日</p> <p>11月12日</p> <p>12月17日</p> <p>11月10日</p> <p>11月17日</p>	<p>地方機関</p> <p>仙台教育事務所</p> <p>北部教育事務所</p> <p>東部教育事務所</p> <p>図書館</p> <p>蔵王自然の家</p> <p>仙台第二高等学校</p> <p>仙台第三高等学校</p> <p>塩釜高等学校</p> <p>築館高等学校</p> <p>気仙沼高等学校</p> <p>仙台二華高等学校</p> <p>仙台三桜高等学校</p> <p>石巻好文館高等学校</p> <p>古川黎明高等学校</p> <p>古川黎明中学校</p> <p>村田高等学校</p> <p>岩出山高等学校</p> <p>岩ヶ崎高等学校</p> <p>佐沼高等学校</p> <p>中新田高等学校</p> <p>名取北高等学校</p> <p>松山高等学校</p> <p>泉松陵高等学校</p> <p>泉館山高等学校</p> <p>宮城広瀬高等学校</p> <p>利府高等学校</p> <p>柴田高等学校</p> <p>富谷高等学校</p> <p>蔵王高等学校</p>	<p>9月24日</p> <p>11月11日</p> <p>11月10日</p> <p>9月16日</p> <p>11月18日</p> <p>12月25日</p> <p>12月25日</p> <p>10月30日</p> <p>11月19日</p> <p>12月17日</p> <p>9月30日</p> <p>9月30日</p> <p>12月25日</p> <p>10月15日</p> <p>11月6日</p> <p>11月5日</p> <p>12月25日</p> <p>10月5日</p> <p>12月15日</p> <p>12月21日</p> <p>10月26日</p> <p>9月30日</p> <p>9月9日</p> <p>12月15日</p> <p>12月25日</p> <p>11月26日</p> <p>12月25日</p> <p>12月15日</p> <p>12月21日</p> <p>12月11日</p>
---	---	--	---

迫桜高等学校	12月15日	気仙沼警察署	11月4日
登米総合産業高等学校	11月30日	南三陸警察署	11月5日
貞山高等学校	11月13日	遠田警察署	12月2日
田尻さくら高等学校	11月12日	築館警察署	11月17日
農業高等学校	9月29日	加美警察署	10月23日
黒川高等学校	10月27日	2 監査結果	
柴田農林高等学校	9月29日	令和元年度の財務に関する事務の執行の事実が地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、合規性、正確性のほか、経済性、効率性、及び有効性に意を用いて行いました。	
亘理高等学校	11月24日	その結果、業務の執行状況や帳票等を確認した範囲においては、一部で不適切な事務処理が認められたものの、概ね適正に執行されているものと認められました。なお、公表すべき指摘事項は次のとおりであり、その他の軽易な事項については関係機関に注意をしました。	
南郷高等学校	12月15日	また、宮城県警察本部の監査については、犯罪捜査報償費の執行状況調査を実施しました。	
本吉響高等学校	12月25日	(1) 大河原県税事務所	
水産高等学校	10月28日	県税において、収入未済があつたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められた。	
気仙沼向洋高等学校	10月30日	い。	
古川工業高等学校	9月17日	(内容)	
大河原商業高等学校	11月27日	・令和元年度収入未済額	
鹿島台商業高等学校	9月9日	現年度分 78,420,930円	
一迫商業高等学校	12月24日	過年度分 236,737,768円	
美田園高等学校	12月24日	合 計 315,158,698円	
光明支援学校	12月25日	・平成30年度収入未済額	
船岡支援学校	12月16日	現年度分 88,758,936円	
折桃支援学校	11月30日	過年度分 208,496,050円	
西多賀支援学校	12月15日	合 計 297,254,986円	
山元支援学校	12月25日	(2) 塩釜県税事務所	
角田支援学校	12月24日	県税において、収入未済があつたので、更に適切な徴収対策を講じ、税収の確保に努められた。	
古川支援学校	12月4日	い。	
名取支援学校	12月24日	(内容)	
支援学校小牛田高等学園	11月19日	・令和元年度収入未済額	
支援学校女川高等学園	12月16日	現年度分 102,309,844円	
○警察本部			
地方機関			
若林警察署	9月30日		
岩沼警察署	11月24日		

過年度分 152,752,614円  
 合 計 255,062,458円  
 ・平成30年度収入未済額  
 現年度分 102,866,209円  
 過年度分 138,691,045円  
 合 計 241,557,254円

(3) 北部県税事務所  
 県税において、収入未済を解消する努力は見られるが、なお収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)  
 ・令和元年度収入未済額  
 現年度分 85,243,951円  
 過年度分 178,827,728円  
 合 計 264,071,679円  
 ・平成30年度収入未済額  
 現年度分 108,554,225円  
 過年度分 169,524,191円  
 合 計 278,078,416円

(4) 北部県税事務所栗原地域事務所  
 県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)  
 ・令和元年度収入未済額  
 現年度分 26,483,015円  
 過年度分 54,651,314円  
 合 計 81,134,329円  
 ・平成30年度収入未済額  
 現年度分 21,041,834円  
 過年度分 56,680,268円  
 合 計 77,722,102円

(5) 気仙沼県税事務所

県税において、収入未済があったので、更に適切な徴収対策を講じ、徴収の確保に努められたい。

(内容)  
 ・令和元年度収入未済額  
 現年度分 40,246,360円  
 過年度分 94,851,829円  
 合 計 135,098,189円  
 ・平成30年度収入未済額  
 現年度分 34,152,712円  
 過年度分 98,368,213円  
 合 計 132,520,925円

(6) 仙南保健福祉事務所  
 生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)  
 ・令和元年度収入未済額  
 現年度分 15,069,666円  
 過年度分 32,631,103円  
 合 計 47,700,769円  
 ・平成30年度収入未済額  
 現年度分 5,365,647円  
 過年度分 29,189,226円  
 合 計 34,554,873円

(7) 仙台保健福祉事務所  
 生活保護扶助費返還金において、収入未済があったので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

(内容)  
 ・令和元年度収入未済額  
 現年度分 8,607,483円  
 過年度分 70,092,202円  
 合 計 78,699,685円

<p>・平成30年度収入未済額</p> <p>現年度分 8,277,516円</p> <p>過年度分 68,106,568円</p> <p>合 計 76,384,084円</p> <p>(8) 東部地方振興事務所登米地域事務所 行政財産の使用許可において、減免措置に誤りが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容) 電柱敷地の使用許可に係る使用料について、使用許可処理基準に定められた減免区分に該当しないにもかかわらず免除していたもの。</p> <p>・件数 1件</p> <p>(9) 畜産試験場 委託契約において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容) 設計委託業務について、必要な仕様変更や成果品の誤りに対する修正指示等を行わず業務完了を認め成果品を受理していたもの。</p> <p>・業務名 平成31年度畜産試験場－201号 畜産試験場ボンプ小屋改築等設計業務</p> <p>・金額 908,800円</p> <p>(10) 気仙沼高等学校 庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容) 消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手續がなされていないもの。</p> <p>・消防法第8条第2項</p> <p>(11) 仙台二華高等学校 庁舎管理において、関係法令に準拠していないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容) 消防法により定められた防火管理者の解任及び選任の手續がなされていないもの。</p>	<p>・消防法第8条第2項</p> <p>(12) 柴田農林高等学校 歳入歳出予算に計上せず、他団体から義援金等を受領して物品購入費等に充てていたものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容) ・件数 6件 ・金額 1,403,735円</p> <p>(13) 気仙沼向洋高等学校 報酬において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容) 非常勤講師の報酬について、支給定日を過ぎて支給したもの。</p> <p>・件数 6件 ・支給額 391,987円</p> <p>(14) 気仙沼向洋高等学校 教育財産において、財産の取得及び処分手續が行われていないものが認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容) 1 新校舎の取得に係る異動報告が2年以上行われていなかったもの。 ・件数 33件 ・台帳価格 4,997,631千円</p> <p>2 仮設校舎の撤去に係る異動報告が1年以上行われていなかったもの。 ・件数 24件 ・台帳価格 1,040,141千円</p> <p>(15) 支援学校小牛田高等学園 賃金において、支払遅延が認められたので、今後再発しないように対策を講じらるたい。</p> <p>(内容) パート職員の賃金について、支給定日を過ぎて支給したもの。</p> <p>・件数 1件 ・支給額 97,923円</p>
---	---